

# 第四編 勞動者狀態能

# 第一工場及職工數

## 工場數累年比較

性別年齢別及職業別職工數  
〔大正七年未現在止〕

工場別	歲					計
	二十	三十	四十	五十	六十	
染織工場	二五	五、七八三	四、五五三	九三、一五〇	一、四九八	一〇一三
機械器具工場	一	五、五五三	五、七一六	一、〇九三	二八、九七〇	二十一五
化學工場	一四五	五、三三六	六、三四四	八七、八七五	四九	二三
飲食物工場	三	一六七	四、九〇六	三三、一三五	四、三五五	一五
雜工場	一	八	二、六三五	九三	一四、四三六	一三
特別工場	一	四九	二、九四五	五三、五三三	六、〇四一	一三
合計	一一〇一九、四〇三二毛、八七七	一八、六六六	二、四七〇	一〇、三六六	二、四二七	二二
其事の性質危 險又は衛生上 有害なる工場	一	一〇五	七	二、八六六	六、〇四一	一五
場工場	三	六、五二九	四、六九五	二四、八三七	一、五九三	一五
總	三六二二五、九三一七九、五七三	六三、〇六三	二、一三〇一〇三、八七四	三二、二六六	一、六三六、三八一	一五
有 害 工 場	一	四七	五、四三三	一五、九三七	二七、八六六	一五
全 國 工 場	三	六、五二九	四、六九五	二四、八三七	一、五九三	一五
務省の調査によつて右の通掲げたるが何	し、まとまつたものは未だ出來ないさうで					
れも古く大正九年度の調ではない。大正九	あるから、茲に斷片的であるが各新聞紙に					

四年	三五、九六	五九、八三	九一〇、九九	同	四十五年	二九、七七	四五、四四	六四、七八
五年	五六、九三	六六、九九一、九五、三三	大正二年	二九、九七	六年	六六、九三	四七、九八三	一八四、九三
六年	五六、六三	七二、〇〇三一、三七八、六四	同	三年	七年	四〇、二八〇	一七、二〇九	五七、四八九
七年	六六、二六	七六三、九二一、四〇九、一九六	同	四年	六年	三九、二四〇	二、六三	五〇、八七一
(効効人夫)	男	三九、七九四	同	五年	五年	三九、二四〇	三、五六	六二、三九九
	女	毛、〇五	同	六年	四年	三九、二三三	四八、七三三	四八、七三三
	計	一四六、八三五	同	七年	七年	三九、二一九	七四、二九〇	七四、二九〇
明治四十一年		三三、四〇〇	同	八年	七年	二七、三五五	七五、五四六	七五、五四六
同		二九、九二	同	九年	六年	二七、三五五	九五、五五五	九五、五五五
同		七二、三四	同	十年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		六六、八三	同	十一年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		六三、三九九	同	十二年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		四〇、四三	同	十三年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		六六、七七	同	十四年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	十五年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	十六年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	十七年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	十八年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	十九年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	二十年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	二十一年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	二十二年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	二十三年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	二十四年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	二十五年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	二十六年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	二十七年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	二十八年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	二十九年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	三十一年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	三十二年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	三十三年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	三十四年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	三十五年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	三十六年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	三十七年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	三十八年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	三十九年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	四十一年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	四十二年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	四十三年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五
同		計表	同	四十四年	七年	二七、九六	七五、五四六	七五、五四六
同		計表	同	四十五年	七年	二七、九六	九五、五五五	九五、五五五

日本勞動年鑑

掲げられたものを参考のために掲げて置く。

東京府下現在工場數並職工數

警視廳工場課の調査に依ると、九月末現在工場數は三千百六十二箇所で、其新雇入職工數は一萬二千二百六十六人、同解雇數は一万二千二百六十七人、現在全職工數は十六萬七千五百八十三人である、其の前月に遡つて、職工雇入並に解雇の統計を見るに左の通りである。

## 奈良県の職工調査

奈良縣では五月、同縣下各工場に於て使  
役されつゝある職工數を工場法の適用を  
受けてゐる工場に就き 調査したるが其の  
結果左の如くである。

せば、職工總數は九千三百十七人工業別に記

工場別	工場數	本縣人	他府縣人
製絲	一四	七三一	一六九
紡績	二	二、〇二七	一、一五八
織物	四二	二、三三四	六八〇

朝鮮工場從業者年齡及勞動時間調查

著者年齒人少均便日間訪  
（大正八年一月末現在朝鮮總督府調

▲咸南	齊平久京同井	新平久壤精米所	新同第一工場	平第二工場	黃城鑄業會社	▲平南	黃太岩森	太田華	田製	皮革	革會	端山	▲全北	永同綠	潤根	忠北	朝鮮	永登浦	朝鮮	堺製
	齊平久壤精米所	新同第一工場	新同第一工場	平第二工場	遂安金鑄		海菊精米所	海精米所	陶工場	機業會社	場	華林	太田	同煉瓦工場	潤根織物工場	忠北	皮革株式會社	煉瓦工場	織物工場	米會社
	齊平久壤精米所	新同第一工場	新同第一工場	平第二工場	黃州染織組合工場		吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	同綠紡工場	潤根織物工場	忠北	朝鮮皮革株式會社	煉瓦工場	織物工場	米會社
	齊平久壤精米所	新同第一工場	新同第一工場	平第二工場	黃州染織組合工場		吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	同綠紡工場	潤根織物工場	忠北	朝鮮皮革株式會社	煉瓦工場	織物工場	米會社
	齊平久壤精米所	新同第一工場	新同第一工場	平第二工場	黃州染織組合工場		吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	吳昌五	同綠紡工場	潤根織物工場	忠北	朝鮮皮革株式會社	煉瓦工場	織物工場	米會社

▲慶北	久原鑄業株式會社	東亞煙草大邱分工場	鈴木合名會社織錦工場	傘製絲工場	▲慶北	久原鑄業株式會社	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所
	久原鑄業株式會社	東亞煙草大邱分工場	鈴木合名會社織錦工場	傘製絲工場		久原鑄業株式會社	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所
	久原鑄業株式會社	東亞煙草大邱分工場	鈴木合名會社織錦工場	傘製絲工場		久原鑄業株式會社	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所
	久原鑄業株式會社	東亞煙草大邱分工場	鈴木合名會社織錦工場	傘製絲工場		久原鑄業株式會社	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所
	久原鑄業株式會社	東亞煙草大邱分工場	鈴木合名會社織錦工場	傘製絲工場		久原鑄業株式會社	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東洋染織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所	東亞製織所

全南印刷會社工場	四二
木浦太田造船所工場	一
光州松田醸造工場	三三
麗水織布工場	三七
濟州紀州貝錘工場	五六
▲慶南草梁機業傳習所	三六
釜山煙草株式會社	五七
▲慶南草梁機業傳習所	三六
釜山煙草株式會社	五六

一〇	二七	一一	一七	一七
一〇	一四	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七

一〇	二七	一一	一七	一七
一〇	一四	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七

一〇	二七	一一	一七	一七
一〇	一四	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七

一〇	二七	一一	一七	一七
一〇	一四	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七

一〇	二七	一一	一七	一七
一〇	一四	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七

一〇	二七	一一	一七	一七
一〇	一四	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七

一〇	二七	一一	一七	一七
一〇	一四	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七

一〇	二七	一一	一七	一七
一〇	一四	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七
一〇	一七	一一	一七	一七

### 朝鮮労働者ノ狀態

(大正八年十月柘殖局よりの照會に對し朝鮮總督府より答申したる報告)(抄寫)

#### 労働者失業の防止及失業者の保護

一、中流以上の朝鮮人の家庭には遊食の徒甚だ多し右は労働を賤しむ風習により其家族及零落したる親戚故舊が之に寄食する爲にして扶養者ば其多きを以て誇とせり

されば朝鮮の現狀は失業者を顧慮せんよりは此等遊食の徒を導きて労働に從はしめ生産能力を増進し生活を向上せしむるを急とす

二、前述の事由により就業の希望を有すとも労働を得ず若くは労働の過剰に基く失業者なし隨て需要供給の關係を圓満ならしむべき移動交換の機關を設け或は特勤を制限して労力を分配し又は官公事業を配分し若くは外來移民を制限する等の必要なし(中略)一旦労働に服せらるものあり左の如し

したるもの失業救濟に付ては労働者資本家の合同により又は自發的組合組織により實行

せらるものあり左の如し

懸隔あり且其時間的勞働に對する責任觀念に乏しく規律的勤勉の風を缺き所得勞銀に餘裕存する限り多くは慄々徒食し其盡くるに及んで從業するを例とし又頻に同種若くは異種の他工場に轉するの傾向ありて工業主は常に熟練労働者を得ること困難なるは勿論從業者數の補充に就き準備を爲さざるべからざる狀態なるを以て若し朝鮮人に時間制限制度を採用するとせば勢ひ貨銀の引下げを行はざるべからざる結果却つて労働者の生活を困難ならしめるか又は企業家の經濟を亂し延いて漸く控頭し來れる諸般の工業を衰退せしめ一般鮮人労働者の幸福を危殆ならしむるに至るべし

從て現在の民度に於ては労働時間制は當分採用する能はず教育の效果により向上を促し労働に対する自覺を得るの時期に達する迄之を延期するの要あり(下略)

#### (ロ) 女子労働

一、朝鮮婦人の労働は併合以來始めて端緒を開きしが其以前に在りては中流以上の婦人は他労働に從事する朝鮮人は各種工業労働の經驗

同上

を有せず又技術的智識を缺如せる爲其労働能率内地人又は支那人に比し劣り賃銀に著しき

人に面接するを忌みて家庭に籠居して出でず

下級者は浣水炊爨を事として他を顧みさるの  
の状況なりしを以て之が労働を督勵するは男  
子に比し一層難事なりしと雖も官憲の督勵と  
時勢の進運により覺醒するもの漸次其數を増  
し大正一年末に於て七千二百、十人を算する  
に至り此内三千九百十八人は精白米中の夾雜  
物を除去する簡易なる作業に從事す概して衛

生上に就ても懸念するものなし

### (一) 幼年男女工

同上

一、右は主として煙草製造の最も簡易なる業務

に從事するものにして保健上所惧すべきもの  
なく教育上懸念すべきものなきに非すと雖も  
此等兒童は家庭に在るも家貧にして教育を受  
くる能はず家族互に能ふ限りの労働に從ひ收

事業別	事業者別	工場數	就業者数			
			内地人	朝鮮人	支那人	其他ノ人
染織業	内地人	四	七	二	二	一
製糸業	内地人	四	七	二	二	一
製棉業	内地人	四	七	二	二	一
皮革製品	内地人	四	七	二	二	一
製紙業	内地人	四	七	二	二	一
バルブ製造	内地人	四	七	二	二	一
窯業	内地人	四	七	二	二	一
石鹼製造	内地人	四	七	二	二	一
蠟燭製造	内地人	四	七	二	二	一
捲寸製造	内地人	四	七	二	二	一
染料製造	内地人	四	七	二	二	一

肥料製造	内地人	一、八五	九時間勤務	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
木工業	内地人	一、八二	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
車輛製造	内地人	一、七三	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
製材業	内地人	一、七一	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
船舶製造	内地人	一、六九	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
貝細工業	内地人	一、六七	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
製穀業	内地人	一、六五	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
製粉業	内地人	一、六三	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
菓子製造	内地人	一、六一	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
製麵業	内地人	一、五九	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
煙草製造	内地人	一、五七	九時間乃至十二時間	一日ノ勤務	計	一日ノ勤務
一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七

入を計りて一家の生計を支持せざるべからざる状態に在るものにして之を禁止又は制限するときは生活を脅迫するのみならず延いては家族離散し無宿浮浪の徒を出だすの憂なき能はず蓋し多少疲弊したる民力を涵養せんとする過渡期に在りては止むを得ざる現象と思料する人員は大正六年末に於て三千八百四人なり
---

## 福岡県の工場労働者數

十月下旬の調査によれば福岡縣にて十五人以上の職工を有する工場は四百廿二工場にして十五人未満の職工に依る工場百十九工場あり、この職工は男工二萬五千四百四十八人、女工一萬二千六百五十一人合計三萬八千九十九人を算し、此の外に直接工場に依りて労働する人夫雇人等の労働者男二千四百六十人、女九百七十五人即ち現在工場を中心とする労働者の總數は

四萬千五百三十四人にして、猶この外に工場に準すべき採石業に千餘名の労働者あり、結局四萬二千餘の工場労働者を有する事となる、有夫の女工は一萬二千六百の女工中、二十歳未満より十五歳までのもの三百二十六人、四十五歳より二十歳までのもの千九百六十八人、四十五歳以上のもの二百二十三人にして、女工以外の女労働者九百七十五人の中四百四十人の有夫者あり、又夜業に從ふ女工は染織工場中紡績の三工場にて三千三百五人、機械器具の一

工場にて五人、化學工業の九工場にて百三  
十人飲食物の一工場にて七人雜工場の三  
工場にて五十七人、合計十七工場にて三千  
五百十一人に達してゐる。

百二十六人、四十五歳より一十歳までのもの  
の千九百六十八人、四十五歳以上のものの  
二百二十三人にして、女工以外の女労働者  
九百七十五人の中四百四十一人の有夫者  
あり、又夜業に從ふ女工は染織工場中紡績  
の三工場にて三千三百五人、機械器具の一

農商務省の調査に係る大正九年夏挽期  
に於ける十人織以上の大機械製絲工場總數  
は三千九十三ヶ所、其釜數三十四萬四千二  
百十一釜の込で、之を前年同期の實數に  
比較すれば工場數に於て三十六ヶ所（一分  
二厘）釜數に於て一萬四千二百四十四釜

(八分七厘)を各増加した。而して新設工場數は百九十五個で、其釜數一萬七千九百八十八釜である。尙既設工場で増釜せる工場數は二百七十三ヶ所、其釜數一萬二千二百七十七釜であるが、休業又は廢止せる工場數百五十九ヶ所あり、其釜數九千七十二釜であるが、既設工場で減釜せる工場數三十六ヶ所其の釜數九百四十九釜である。尙本調査は本年五月中旬に於ける見込であるから、其後に於ける經濟界變動の悪影響を被り實際の狀況に著しい變化を來した地方少からざる模様である。而して機械製絲工場數及び釜數を府縣別にすれば左の如くである。

		府縣		工場數
		本年夏挽期見込數	昨年實數	
滋愛	三奈長兵	六八一	三〇一	二五
賀知重良	崎庫阪部	二二一	一一九	二五
減	減	一一一	一一一	二五
增	增	一一一	一一一	二五

労働者狀態

年別	府縣		大京阪都									冲鹿宮熊佐大福高愛香德和山廣岡島鳥富石福岐繩島崎本賀分岡知媛川島山口島山根取山川井阜										
	本年夏挽期見込數	昨年實數	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	一七八
明治三十六年	一四、二五人	一四、二五人	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	一七八
	男工	女工	期見込數	昨年實數	釜數	釜數	釜數	釜數	釜數	釜數	釜數	釜數	釜數	釜數	釜數							
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	全	國	紡	績	會	社	職	工	員	數	年	別	表									
	紡績	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場
	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老	大老
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人



時間制の實施と云ひ、定休日の増加と云ひ、と共に勞働者自身の要求に依つたものではなくして、資本家側の喜んで與へたところのものであつた。而もその由來は資本家は斯くして作業の自然的短縮を企て、生産額の減少を計り、以て市價の下落を防ぐと同

時に職工に對する賃銀の支拂を節減し得るが爲めに外ならなかつた。この意味に於て時間の短縮は勞働者の覺醒によらずして、有利な工場には不相變否從來以上の長時間労働制が出來たのは云ふまでもない。畢竟失業者を多くし、資本家をして勞働者に對して益々有利の地位に立たしめる所

### 一、勞働時間の短縮

#### 八時間勞働制實施工場調査

(三菱合資會社奄業課)  
大正九年六月調査

社名	八時間制の内容	職工收入上の變化	原田造船所	浅野造船所	藤永田造船所	帝國汽船株式會社 播磨造船所	内田造船株式會社	男工	女工
川崎造船所	残業附八時間制 残業普通二時間	舊制度十時間の賃銀を八時間に對し支給し残業手當も一時間に付し給の八分の一となりれば收入少なからず増加せり	残業附八時間制 残業普通二時間	多少増加せり	残業附八時間制 残業普通二時間	残業附八時間但し部によつて残業なき所あり	從來の三割手當を本給に入れ更に一割の増加をなせり	戦時繁忙の時多くの残業をなしたるものは今日收入減少したれども大體に於て多少増加せり	新一圓十七錢に充當三者定條件一
住友伸銅所	八時間三交替制	著しく増加せり	八時間制實施と共に凡て日給額を五十五錢増せり	八時間制實施と共に凡て日給額を五十五錢増せり	残業附八時間制 残業普通二時間	残業附八時間制 残業普通二時間	從來の三割手當を本給に入れ更に一割の増加をなせり	多少増加せり	新一圓七十九錢に充當三者定條件一
大阪鐵工所	残業附八時間制 乃五時間	平均貳圓四五七錢より貳圓七八十錢となれり	八時間三交替制	著しく増加せり	残業附八時間制 残業普通二時間	残業附八時間制 残業普通二時間	從來の三割手當を本給に入れ更に一割の増加をなせり	多少増加せり	新一圓八十四錢に充當三者定條件一
横濱船渠株式會社	残業附八時間制 残業普通二時間	收入總額は増加せり	株式會社神戸製鋼所	内田造船株式會社	内田造船株式會社	内田造船株式會社	内田造船株式會社	新一圓十錢に充當三者定條件一	新一圓十錢に充當三者定條件一
浦賀船渠株式會社	初め残業附八時間制なししも自下財界不況の爲純八時間制	實收入には大差なし	東京瓦斯電氣工業株式會社	東京瓦斯電氣工業株式會社	東京瓦斯電氣工業株式會社	東京瓦斯電氣工業株式會社	東京瓦斯電氣工業株式會社	新一圓五分増加	新三分増加

芝浦製作所 残業附八時間制 平均一割五分の增收となれ

臺灣製糖株式會社 残業四時間二交替制なれば從來の十二時制と變りなし

遙かに增收を來せり

森永製菓株式會社 八時間單一制 男女實施前後三ヶ月平均增收一ヶ月十圓六十二錢

日本紡織株式會社 女工實施前後三ヶ月平均增收一ヶ月三圓〇八錢

多少增收

株式會社電業社 残業附八時間制 原動機製作所 残業普通二時間 收入著しく増加せり

新潟鐵工所東京工場 残業附八時間制

多少増加せり

旭硝子株式會社尼崎工場 残業普通三時間 八時間三交替制 實施前平均一日一圓八十二錢

明治製糖株式會社 創業以來實行せるを以て比較の途なし

多少増加せり

島田硝子製造所 單一八時間制 從來の九時間半分を八時間にして仕事の多忙なる時何時にても残業をなす

日本電話工業株式會社 増削を附せられたるを以て不勘增收を來せり

多少増加せり

新田帶革製造所 残業起八時間制 収入には變化なし

日本染料製造株式會社 増削を附せられたるを以て不勘增收を來せり

多少増加せり

汽車製造株式會社 残業附八時間制 遙かに増加せり

日本光學工業株式會社 増削を附せられたるを以て不勘增收を來せり

多少増加せり

川北電氣企業株式會社 残業附八時間制 遙かに増加せり

日立鑛山及日立製作所 残業普通二時間

多少増加せり

八時間單一制を原則とするが、臨時必要ある場合に一ヶ月十日を限り一日四時間以内残業をなす事あり

八時間單一制を原則とするが、例外として一二三の工場が純粹八時間制を採用してゐる、今其一例として大阪に於ける住友伸銅所の労働八時間制調べて見よう。同所が純粹八時間制の内容を

### 住友伸銅所純粹八時間三交替制

制であることは既に述べたところであるが、例外として一二三の工場が純粹八時間制を採用してゐる、今其一例として大阪に於ける住友伸銅所の労働八時間制調べて見よう。同所が純粹八時間制の内容を

たるものではなく、殆んど残業附近八時間現今我國に於ける労働八時間制は純然たるものではなく、殆んど残業附近八時間

入門	休憩	終業	出門	合計	正味
第一交代午前七時	十時より十分	午後三時	午後四時	九時	八時
第二交代午後三時	三時より半分	八時より半分	午後一時	午後二時	午後一時
第三交代午後二時	三時より半分	午前七時	午前七時	七時	六時

右を説明すれば、第一交代が最も長時間労働にして第二第三の順序である、而して職工總數三千七百名中、第一交代に從事するもの約二千五六百名約全體の七割、第二交代は約七八百名、第三交代は約三百名位、日曜日の休日を交代變更日として各交代が一週間毎に變更する。尙入門より就業までの時間は十分間である。

### 日本石油會社作業短縮

日本石油會社は一月下旬より、會社經營の鑄山、製油所に對し、労働時間短縮を行、晝夜繼續作業從業者は、一晝夜三更代晝間從業者は、短日の六月間は八時間、日永の六月間は九時間、即ち平均八時間就業を實行した。

### 八幡製鐵所新勞働時間制

### 労働者狀態

八幡製鐵所は職工より提出したる嘆願書に對し、四月中優遇案を發表した。その内時間制に關するもの左の如し。

- (一) 所内に於ける就業前後の更衣時間及び終業後の入浴時間は労働時間に計算せず
- (二) 入門して就業する迄及び終業後出門する迄の所要時間は労働時間に算入す
- (三) 作業の性質上一定する能はざれども八時間乃至九時間を労働時間とす
- (四) 適當の時間に卅分の休憩時間を與ふ

### 紡績聯合操業短縮と運轉

### 香川縣製絲八時間制採用

大日本紡績聯合會は六月十五日以後操業短縮を決議した。その内時間制及定休に關係ある事次の如し。

- (一) 一ヶ月に四晝夜休業の事
- (二) 每日の運轉時間を晝夜各十時間とするこ

### 吳海軍工廠殘業撤廢

吳海軍工廠に於ては、十二月一日から愈造船造機其他各部を通じて殘業撤廢に決

が、事實殘業獎勵をなしてゐたるが爲め職工の中、八時間の労働を以て歸宅してゐたものは一萬五千人の中、僅か一割五分に過ぎずして、他の八割五分は二時間若しくは其以上の殘業に從事してゐたのであつたが、財界の不況は川崎造船所をして八時間労働の理想實現に最も適當なる時機を供したのである。即ち九月より先づ一時間減を實行した。夫れが爲め全人員の延時間にて一日三萬時間の減少となり、従つて勞銀七千圓宛の節約となる譯である。

### 香川縣製絲八時間制採用

香川縣の製絲業は生絲相場激落の爲めに辛くも操業を繼續したが、横濱、蠶業大會の決議に基いて九月一日から操業を八時間に短縮する事となつた。

した之れに對し同廠野間中佐の談左の如し。

「今急に殘業を全員撤廻するなら收入の少くなる關係上一般職工の頭にも強く響かうが殘業は夙に廢める方針である。それが長門の建造で延々になつて居たのを此際遂に實行するに過ぎぬそれも全部廢止する譯ではない本日二十八日に拂渡すべき職工の賃銀は、萬四千六百三十四円と給料總額二百二十萬四千三百十圓で之を前月に比べ二十八萬千八百十四圓の拂出給料を基金として考ふる時は規定時間分百三十萬八千五百圓、特別加給五萬五千圓賞與加給十八萬二千圓、特別事業加給六千圓、賞與加給二十八萬五千圓、時間増(殘業分)十二萬四千圓で即ち殘業を廢した所が職工の懷中合は百分の八位減じそれも全廢する譯でないから結局五六分減に止まる來月は大晦日を控へ普通給料や勤續加給年末賞與を加算すると特別會計部總計五百萬以上六百萬圓以上で職工連は殆ど三月分を一度に貰ふ譯である。

### 東京市電の八時間制

東京市内電車従業員の待遇問題は、交通労働組合員の同盟罷業騒ぎを惹起して、社會の一大事となつたのであるが、當局に於ては六月一日から、乗車賃の値上げをなして增收を圖ると共に、就業員の優遇を同じ

く六月一日附を以て發表即日實施した、夫に依つて從來の哩數制を時間制にし、平均八時間労働となり、從來月三回の公休日が月四回となり、同時に從來は公休日の手當僅か二十錢であったのを、今後は出勤同額を給する事となつた。

右につき、六月三日東京市電車改善調査委員會に於て、益田電車課長より成績報告

があつたが、同課長之が實施前に於ては乗務四時間乃至十二時間にして極めて不規則なりしも、八時間制と共に各員の乗務時間は大體に於て平均せる事とて、其長所は出勤率の增加、車輛の増發可能、配車に好都合、乗車乗降の便、故障車の減少、運轉上に秩序を生ず、従業員の疲勞減少、終車時間の正確、事故の減少等にして短所とす可きは速力の減少、走行哩數の低下等にて比較的良成績を擧げたるも、速力は平均七哩強にして、以前より約一哩を減殺したるか是は遠からず恢復するに至るであらうと述べてゐる。

### 二、海員労働時間の現状

ゼノアに開かれた海員労働會議に於ては時間制問題は最も重要なものであつたが、英國及我國の資本家側の努力が成功して海員の希望は見事に裏切られた。(別項國際労働會議の項参照)然らば吾國の海員の労働時間の現状如何。

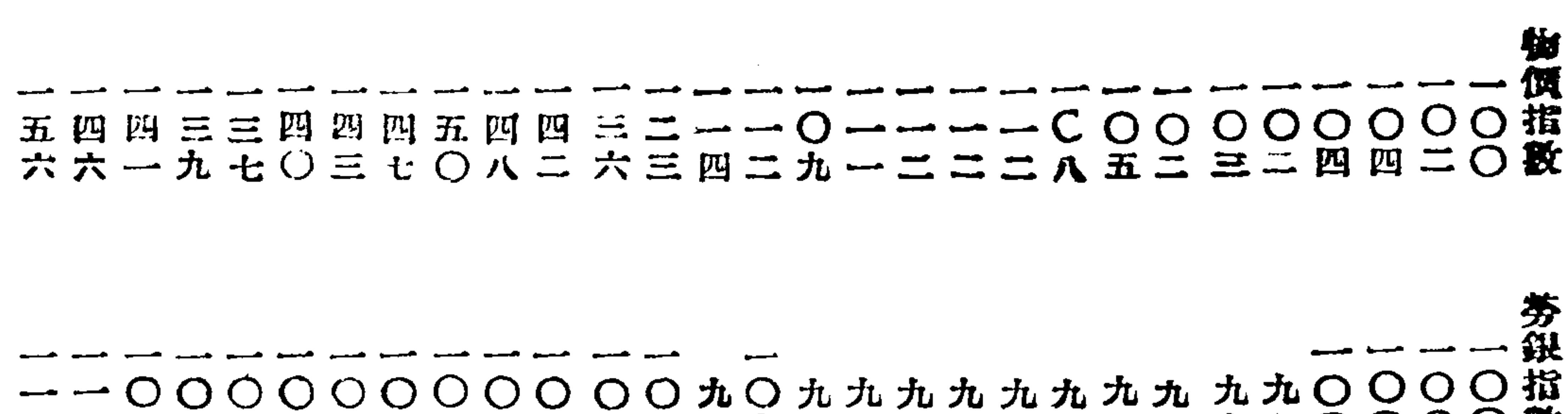
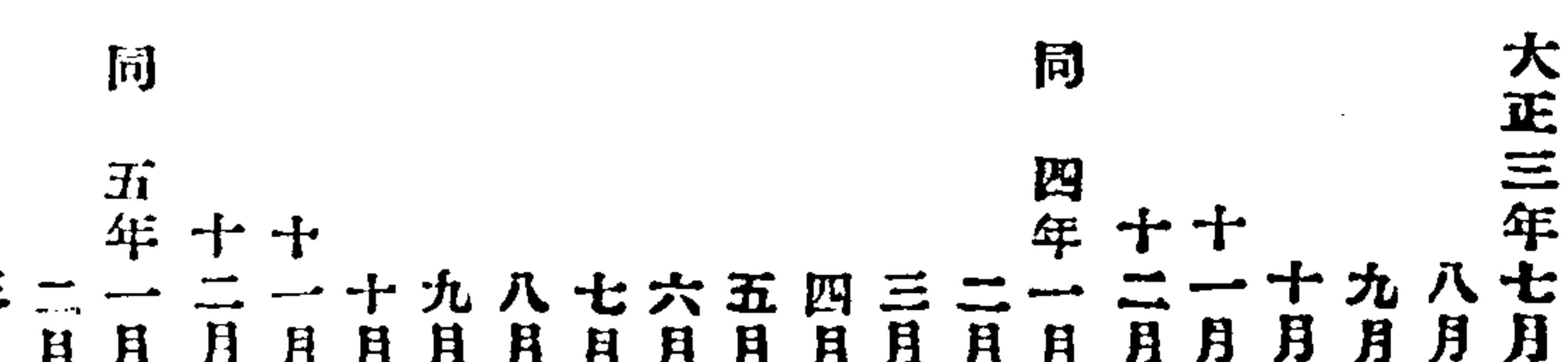
一般海員の労働時間を見るに、八時間労働といふが如く一定せる譯ではなく、天候の影響旅客貨物の不定の爲め、殊に碇泊中は荷役の有無多少等によりて變動甚だしく、遠洋航路に比すれば近海航路は遙かに出入頻繁にして荷役度數は多きを以て執務時間不定にして過激なること多く沿海航路の汽船並に帆船に至りては其運航方法區々にして且不規則なるもの多きを以て其執務時間は更に不定且つ不規則である、尙日曜日及祭日の如き平日同様作業せしむるを常とするも船舶の航行に支障を及ぼさない限り普通海員を休息せしむるものがないではない、されば一概に時間を一定すること困難であるけれども、比較的平均時間とも見らるべきものに付き遠洋、

近海、沿海の二者に大別し航海中を基礎として海員中純労働者とも見らるべきものに付き左に調べて見よう。

職名	遠洋	近海	沿海	
倉庫番	自八時間 至十時間	同上	—	
舵手	十三時間半	同上	自十時間 至十二時間	
水夫及見習	自九時間 至十二時間半	同上	同上	
火石炭夫	自八時間 至十一時間	同上	自八時間 至十時間	
料理人	自九時間 至十二時間	同上	自十時間 至十二時間	
油差	同上	同上	同上	

## 一、賃銀統計

大阪市物價及貨銀（大阪商業會議所調）



同  
八年十二月  
五四三二一月二十九月八七六五月四三二月九八七六五四三二月

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一  
七七七七七六六一五五四四三四三三三二二二二二一  
七七〇〇一〇九七六八六六四三四四五三一九九四二〇六四三三二三

墨經指	煉	屋	瓦	左	大	木	洋	和	染	袋	銹	塗	陶	機
刺師物	瓦積	瓦製	葺官	工官	輦	挽	服仕	服仕	染物	袋物	銹物	塗物	陶器	織器
職職日	造職日	職職日	職職日	職職日	職職日	職職日	立職日	立職日	職職日	職職日	職職日	職職日	轆轤職	織織職
日日給	給給	給給	給給	給給	給給	給給	日日給	織織職						
給給給														
							給	縫裁	賄	賄	賄	賄	賄	給給給
							賄	方	方	方	方	方	方	給給給
							賄	工	工	工	工	工	工	給給給
							付	料	料	付	付	付	付	付付付

# 東京市內諸職工賃銀指數調 （東京商業會議所調）

(基準、明治卅三年一ヶ年平均を100とする)

十一月	九月	八月	七月	六月
三四〇	二九八	二八五	二六六	二六六
二四五	二三六	二二〇	一九四	一八二

二	三	三	三	三	三	三
八	一	四	七	五	四	三
八	三	七	二	九	〇	五
六	五	四	三	二	一	二
月	月	月	月	月	月	月

二二二二二二二  
六六七七七六五  
二八四三〇四〇



十九月 二二二 二三一・〇三 一・二 一・三三 一・三五 一・三七  
十月 二一〇 二二九 一・〇一 一・三 一・三三 一・三五 一・三七

二、〇〇  
二、五〇

一、六〇  
二、二〇

茶師日  
茶摘日

一一一

一、八〇  
一、〇〇

六五

下大工日  
鐵治物日

一一一

七〇

同連結工日

六五

德島縣に於ける三九兩月 貸銀比較

兵庫縣の主なる工場鑛山職工數貸銀表

(兵庫縣警察部調)

一一一

種類  
農作業  
機械製造  
紡績  
織物  
製材  
雜業

三月の  
賃銀

現在の  
賃金

割合

値下の  
割合

三割

一分強

一割九分強

一割七分弱

二割五分弱

二割二分

二割五分弱

野、明延兩鐵山ノ如キ八安米制鐵社它其但特別  
施設アリ

紡績職工七年間平均賃銀

紡績聯合會の調査に依る大正二年十二月以降毎年半期男女工平均賃銀調左の如し。

年月  
年月  
男  
錢四九二  
女  
錢三二。三九

三年六月  
四年八月  
四九三四  
三一八〇

四年六月  
四九·三一  
三一·五五  
三三·〇七

五年六月  
四九·五一  
三三·四四  
三四·二二

六年六月  
五三・三九  
三六・三一  
四〇・四八

七年六月  
六〇二一  
四一八二

八年六月  
八九·二〇  
六六·一〇  
一〇九·九〇

九年六月  
一九〇三  
二二六一〇

—  
—  
—

日本勞動年鑑

## 紡績職工數と貯銀

十二月末現在	六月末との比較△減	
	六月中賃銀	六月との比較△減
男	女	
男	女	
男	女	
履	男	
履	女	
一、三九	男	
一、三九	女	
大日本	男	
四、九七	女	
一六、九九		
二、二三		
二、二三		

(注意) 三月末は全操業、六月末は三割操短實行、八月末は四割操短  
である而して六月末、貸銀の中大日本紡績、日清紡績等の増率を示  
せるは賞與金を加算したる爲めである。

屋外勞動者賃銀調

(3) 福岡市(同地商業會議所調査)

六月 七月 八月

(三) 小樽區(同地商業會議所調)

日人夫	儲最高
	最低
	一一一・五〇五 円
	一一一・五〇五 円
	一一一・五〇五 円

(口) 神戸市(同地商業會議所調)

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

陸人夫	好況時
	六月中
計	好況時
	六月中
	二・〇・〇〇〇

職業別 賃銀別 大正八年三月 三月

其 他	好況時
	六月中
兵庫焉仲仕(五百名)の收入	二・〇・〇〇〇
	二・〇・〇〇〇
	二・〇・〇〇〇

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

職業別 賃銀別 大正八年三月 三月

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

職業別 賃銀別 大正八年三月 三月

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高
	普通
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円
	二・五〇〇 円

日傭人夫 最高

日傭人夫	最高



<tbl\_r cells="2" ix="3" maxcspan="1

一、解 漏	取 替	同 同	四四三	四九二
二、硬 精	撰 撰	同 同	三一〇	三四四
三、帆	撰	百戸 同	五七二	六三五
四、木船 焚料 積	作	百戸 入全斤 五九〇	一七六	一九六
但水面ヨリ「デツキ」迄廿四呎以上ノ船舶ニシテ積込ニ依リ同呎迄降下スルマテハ船舶ノ高低及荷役ノ難易ニ依リ壹割乃至四割ノ増貨ヲ支拂フ事アルヘシ	入一呎ニ付	百戸 入全斤 六五〇		
五、荷物 貫々 使用 積	壹噸	八一三 九〇三		
六、同 無 貫々 積	壹噸	八一三 九〇三		
七、部 少量 ノ 積荷 ナ 爲ス場合ハ便宜増貨ヲ支拂フ事アルヘシ	七三二 八一三			
八、穴 繰 豪 業	五割増	五割増		
九、(チ) 大阪福島及岡山車夫 の收入	壹時間	一九九 二二一		
其部内に多數の勞働者を有する大阪福島署が、人力車夫三百七名に就き其收入を調査したるところに據ると、最高百三十圓普通百圓、最少四十圓にして右の内百三十圓の收入のある者は、一箇月の雜用百十圓で残り十五圓は毎月貯金し、現在千圓以上の貯金を有してゐることである、今此				

等人力車夫の收入に比し、他の車夫の收入を記して見れば、荷車挽（人員七百十二名）は、二月に二十九日間も詰めて働くやうな勤勉家で、尙且一箇月の收入は八十圓以上には上らない、之に反し最も收入の少いのでは月收三十圓といふのがあり、平均して六十圓位になる、従つて現在貯金をしてゐるもののは絶無である、更に手傳職は荷車挽以下の收入で最高六十一圓（勞働日數二十六日）、最低四十六圓（勞働日數二十一日）、均五十圓（勞働日數二十四日）にして預金をするものは勿論ない。

海員勞働賃銀  
（イ）英米日海員收入比較

最近海員の收入は激増せるが、英米日三箇國の一箇月收入比較を見るに次の如し。

海員勞働賃銀  
英米日海員收入比較

では月収三十圓といふのがあり、平均して六十圓位になる、従つて現在貯金をしてゐるもののは絶無である、更に手傳職は荷車挽以下の收入で最高六十一圓（勞働日數二十六日）、最低四十六圓（勞働日數二十日）、均五十圓（勞働日數二十四日）にして預金をするものは勿論ない。

次に地方に於ける人力車夫の收入如何を見る爲めに、岡山市岡山署の調査になる

次に地方に於ける人力車夫の收入如何を見る爲めに、岡山市岡山署の調査になる同市の一挽子の收支帖に現はれたる半年の收入を調べると左の如くである。

一月八十一圓十錢、二月七十五圓二十七  
錢、三月八十六圓五十錢、四月九十圓十錢  
五月百三圓五十九錢、六月六十六圓七十二  
錢、七月七十八圓二十六錢、平均八十三圓  
九十五錢。

其部内に多數の勞働者を有する大阪福島署が、人力車夫三百七名に就き其收入を調査したるところに據ると、最高百三十圓普通百圓、最少四十圓にして右の内百三十圓の收入のある者は、一箇月の雜用百十圓で残り十五圓は毎月貯金し、現在千圓以上の貯金を有してゐることである、今此

大正二年末	一一八〇	一〇〇	愛媛縣櫻井漆器同業組合
三年末	一一六五	九九	
四年末	一一九九	九三	
五年末	一一二〇	九五	
六年末	一一七九	九一	は五月二十五日協議の結果、工賃二割五分
七年末	一五・二三	八〇八	下げるをなし、職工組合に通知し居るが職工
八年末	二〇・一〇	一七〇	側に於ては之を不満とし、同盟罷工を爲さ
九年二月	二九・八七	二三五	んとせるより同町有志調停の上、一割下げ
			として圓滿に解決。

(但し食費は含まず)

## 二 五月以後各地賃銀の値下

磅四弗八十六仙にて換算す日本船は帆船の最高給料に手當を加へたるものにて賞與金を含まず

### (口) 海員收入廿一年間比較

大阪市役所海員振濟會大阪支部の保管にかかる海員手帳に基き、普通海員の賃銀月額及指數を調査せるものを見るに、三十

三年末以降の變遷左の如一(単位錢)

(指數は大正二年末を標準とする)

	賃銀	指數
三十三年末	六〇〇	五一
三十五年末	八・七五	七四
三十七年末	九・一二	七七
三十九年末	八・三〇	七〇
四十一年末	七・九四	六七
四十三年末	八・六八	七四

### 新宮川奥石炭坑夫

新宮川奥石炭坑夫の賃銀は財界動搖の影響を受け五月中旬次の如く値下された、即ち炭礦内にて採掘に從事する者一日平均三圓、炭礦外にて諸業に從事するもの一日平均二圓五十錢の收入を得てゐたものが、前者は一割後者は七分の賃銀を値下せられたのである。

### 川崎紡績會社

大阪府下泉州郡岸和田町川崎紡績株式會社は五月廿六日全職工二百九十八名に對し賃銀二割引下を行ふ旨を發表。

警視廳管下諸工場賃銀値下

山口縣元山炭坑にては坑夫の賃率を雜役夫一割、炭坑夫二割方引下げ五月廿日より實施した。

警視廳管下の諸工場は、四月以後漸次操業の短縮と、賃銀の値下げを實行してゐたが、左に此現象に對する同廳の五月中の報告を示さう。

染職工場の操業短縮は二時間以内六箇所、四時間以内四箇所、六時間以内二箇所、<sup>△</sup>賃銀値下は一割以内一、三割以内五、六割以内十三、機械工場二時間以内二、四時間以内二、六時間以内二、他の工場二時間以内二、四時間以内二、六時間以内二、賃銀値下一割以内一、六割以内三である。

尾道市下駄製造業  
尾道市附近の下駄製造業者は、五月中一定の工賃に就き、五厘職工賃錢一割八分の値下を協定した。

### 愛知縣時計組合

愛知縣時計同業組合にては、賃銀引下げの申合せをなし、一割五分以内にて任意に引下を行ふことした、尙外梓製造業者より成る木工組合にても一割乃至二割五分の賃銀の引下げを行ふ旨決議した。

### 岡山縣の耐火煉瓦製造

岡山縣の耐火煉瓦製造地たる和氣郡三石町の工業協會にては五月末臨時總會を開催し、協議の結果賃銀一割減を斷行することとなつた。

### 岡崎大工組合

岡崎市大工組合は一人一日作料二圓五十錢であつたのを、六月一日より二圓二十錢に値下し、三河建築業組合は大工二圓十錢鳶人夫二圓と値下した。

### 愛知縣半田成岩土木建築 同業組合

愛知縣半田成岩土木建築同業組合は、六月一日より人夫賃の一割半の値下を實行。

### 福井縣の賃銀狀態

福井縣の六月中に於ける勞動賃銀狀態  
左の如し。

鍛冶屋は機業關係のものは全部閉鎖又は休業せる農業關係のものは別段の變りなく大工(二圓五十錢)左官(三圓)車力(二圓)は組合にては未だ値下げをなさるも各自二十錢位を引下げ居り△製材所中には休業者多し△石屋

は三割方の値下げをなせるが相當の仕事あり△北陸履物會社は工賃四割減を行へる爲四十名許りの職工は他に離散し△佛壇の注文は減り減退し建具類も幾分減少せりと△又簾等類は四月に一割六月二十日に二割の工賃を減じ從來最も收入多く△一日優に五六圓の收入ありたる仲仕は運送店の取扱高三分の一に減じ隨つて仲仕の收入も一日二圓位に減少し△人力車夫の收入は一日一圓五十錢位にて一時に比し半減。

### 香川縣織物同業組合

香川縣織物同業組合にては、各工場共從來工賃より一割を引下げ、六月十五日より實行することに協定した。

### 和歌山建具製造業

和歌山建具製造業者及移出問屋業者は、七月一日午後一時より和歌山商業會議所

に集合し、建具職工に對する賃銀値下げに就き協議する所あり、事業閑散取引困難なる現時として工賃一割引を至當とし職工側にして此要求に應する場合には即日値下げを斷行し若し否む場合に於ては更に會合して協議すべく申合せて散會。

## 大阪市鐵工業

大阪市内鐵工業者は、七月上旬賃銀値下げに決し役員會を開催し、協議の結果任意各工場に於て二割の賃銀引下げを決議し、夫々通知を發した。

## 大阪石工組合賃銀値下

大阪石工組合平和會では、七月十八日組合の石工二百名に賃金一割の値下を通告したるが、右に就き職工側では十九日午後七時から、中之島公會堂前の空地に集合善後策を協議した上、職工側から十五名の委員を選び、平和會の代表者二名と會見せしめた結果職工側は組合の意を諒とし、二十一日無條件で賃金値下に承諾を與へた。

## 關門船業賃銀値下

關門船業組合船頭小頭六十名は、勞銀値下問題に關し七月三十日午後一時より、門司市甲宗八幡宮廻廊に於て會合したるが、協議の結果同問題は結局一割方値下の事に協定し八月一日より實施せられた。

## 労働者狀態

## 福岡縣飯塚炭坑

同炭坑は八月一日より賃銀坑夫二割日役一割五分の値下げを斷行す。

## 紀州貝釦同業組合

和歌山縣西牟婁郡の紀州貝釦同業組合にては貝釦の繰場・挽場、穿孔、裏ズリ、其他各工賃を約二割内外の範圍で値下する事を八月中に決定し、各工場主に於て各自に右範圍に於て實行した。

## 臺灣採炭賃三割値下

十一月二十八日臺北府後街にある臺灣礦業會に臺灣の炭業者が集會し、採炭夫、運搬夫、雜役の勞銀を全島各炭礦共最低三割の値下を實行することを決議し、十二月一日より斷行することとした。

## 石川縣小松の大工石工組合

石川縣小松警察署管内大工石工の各組合は秋山同署長の懇談に應じ工賃を値下げるところなり十二月十五日より大工工賃

一日一圓五十錢を一圓三十錢に石工二圓七十錢を二圓五十錢に夫々値下をなした。

## 第四 商業使用人週休問題

我日本が特殊國の名の下に工業勞働者に對し未だ八時間制を採用しない内に、大勢はそんなとにお構ひなくすんく進ん

で、明年四月瑞西ゼゼネヴで開かれる第三回國際勞働會議では早くも商業使用人の週休問題が提案せらるゝことになつてゐる。從來から可なり問題とせられてゐた工業勞働者に對してすらも日本が特殊國の汚名を甘んじて受けなければならなかつたとすれば、從來殆んど問題外に在つたが如き觀をなす我商業使用人問題は茲では如何に取扱はれるであらうかそは兎に角、吾等は從來殆んど其存在をすら認められなかつたかの觀あるこの商業使用人の問題

が此度の國際勞働會議を機として我國朝野の注意を喚起しつゝあることを喜ぶ者である。今左に此問題が如何なる事情の下に在るか又如何に取扱はれてゐるかを記

述して見よう。

## 一 各地に於ける定休日制度

### (イ) 大阪市

今般大阪市役所商工課に於て、大阪市商業者の定休日を調査したるが、調査總數七十六組合中

約三分の一即ち二十三組合は定休日の制定なけれども舊慣又は業務の都合上月に一回の休日は設けあり、然日休なきは大阪府度量衡同業組合、大阪賣藥同業組合、大阪屏風建具商工同業組合のみ然して其定休日の種類は日曜制三十其他二十九、同一組合にても業務性質に相違あるものは日曜制及び其他併用せり即ち製造業者、小賣業者は舊慣によつて一日、十五日、二十一日を定休とし問屋業者、卸賣業者等は日曜制に従へるが如し、日曜日にも第一第三の日曜と定めたるもの(二十組合)第二日曜のみとせるもの(六組合)毎日曜のもの(四組合)第三日曜のもの(二組合)第一日曜のもの(一組合)等種々あり毎日曜のものと雖も午前中は執務するものあり大商店のみに限らるゝものあり事實に於て毎日曜必ず休日となすは大阪繪具染料同業組合に屬するものゝみ日曜以外のものには一日十五日が最も多く(十一組合)廿一日(四組合)之に次ぎ他は區々にして休日回数の多きものは大阪材木商同業組合にして其市場定休日の如きは其日數

の多きと繼續的なる點に於て他に其比を見ず理髮業女髪結業は各區同業者を通じて約一箇月二回一齊に休業し毎月十一日は全市何れに到るとも理髮すること能はざる譯なり湯屋業は同一區内の同業を二分して交替に休業をなし其他料理屋、飲食店、餃子屋、壽司屋、默内販賣業者等習慣に従つてそれ／＼休日を有し市場の定休日あるは天満裏街市場組合の午前十一時以後、天満青物市場、末津青物羅市場、三泉共同市場の二十一日のみにして尙市公設市場は毎月十日は總休二十二、二十三兩日は半數交替休場をなす

右によつて見るに從來大阪市に於ては、同業者の一齊休業を殆ど見ざりしを最近同業者間に統一的制定の行はるゝに至り、休日數も漸次増加の傾向にあり、近來財界不況の影響を受けて、工場方面にては休日を名として作業の短縮を行ふものがあるといふことである。

### (ロ) 名古屋市

名古屋市に於ける各種商工業組合にして、定休日の決定せるものは總て五十九組合にして、今左に組合名と定休日とを記載することとする。

大祭祝日並に第一及第三日曜日を定休日とな

するもの、名古屋金物問屋同吳服太物商同國產紋同業同洋服商工同莫大小同業(販賣業)同織物卸賣同業同足袋問屋同絹布染色工業同蚊帳寢具組合

一日、十五日を定休とする者 愛知縣帽子製造業、同硝子同業、莫大小同業(製造業)愛知縣度量衡協會(職工)名古屋工匠、愛知鑄造同業、同靴商工、同製本業、製範問屋、折箱、燐寸同業、愛知時計製造同業、名古屋種菓子製造、同雜種菓子製造、同石鹼製造、同佛壇商、同製造業

一日を定休日とするもの、名古屋文房具商工同愛知縣眞田同業、名古屋荒物業、同廉卸商同表裝業

十五日を定休日とするもの、名古屋材木商同業同味噌醤油製造業、同名隆會(染料商團體)同瓦商同漆商

二十一日を定休日とするもの、名古屋薪炭同業、同米穀商

十六日を定休日とするもの、名古屋酒造、同麵粉類業、同萬年筆製造、履物商組合  
其他を定休日とするもの、七日十七日名古屋理髮業、同十日及二十五日共選組合、毎日一回(任意)四日名古屋書籍商、大祭祝日同肥料雜穀問屋、毎月二回交代愛知縣度量衡協會製造業第一日曜雜貨商第二日曜米穀問屋

### (ハ) 神戸市

神戸市社會課に於ては、五月中市内各實業團體の定休日の有無、利用方法の調査を

なしたが、調査組合數五十の内定休日を設けて店員、使用人等に一定の安息日を與へてゐるのは、三十六組合なるが左に其組合數並に休日を示そう。

休日	組合數	營業種類
一日、 十五日	一四	製造、 加工業
十一日	二	同上
十二日	一	物販賣業品
十四日	二	漁業
十六日	一	物販賣業品
十八日	二	材木、西洋家具
廿二日	一	乾物學物
廿五日	二	吳服履物
第二四 日曜日	二	酒類
第三 日曜日	二	同上
第四 日曜日	二	貿易業
毎日	同上	同上
曜祭日	同上	軌、硝子 賣藥

即ち一日と十六日とに休日を取るもの  
は製造業者に多く、上半月に於ける休日は  
五組合下半月に於ける休日は十組合とな

つて何れも物品販賣業者、又日曜祭日を休日とするものは貿易業者に多い。

## 二 商業使用人週休に對する

### 農商務省の諮詢並答申

第三回國際勞働會議に對する準備の必要上、農商務省は商業使用人の週休に關し所並に實業組合聯合會に對し諮詢を發した。この際添附したる説明書左の如し。

商業使用人に對する毎週休日制度（一週毎に一日の休暇を與ふること）を、明年四月開催せらるべき第三回國際勞働總會に於て議題の一となすべきことは、去る六月伊太利ゼノアに開かれたる第四回勞働理事會に於て決定を見

たる處にして、原案は英國委員の提出に係るものなり、而して理事會に於ては他の諸提案を排して特に本問題を次回總會の議題に供することに決定したるものにして、右議題採用の理由として當局の示せる要旨は

- (1) 週休は一日八時間一週四十八時間制に當然伴ふべき制度と云ふべく、労働者には一定繼續的休養の時間を與ふるを要すると（本項に付ては華盛頓總會の決議に依り工事労働者は必ず適用せざるへからざるもの也）
- (2) 華盛頓總會の決議に均霑せざる商業労働者にもの及ぼすことは労働者全般の利害を顧慮し其待遇を改善するを可とする趣旨よ

り見て至當なること

(1) 週休に關する法制は常設國際勞働機關に加入せる諸國中其大部分は現に商業にも之を及ぼし居ること

等に在りたり而して右理事會に於ては現に本制度を適用し居らざる獨逸外二國も之が採用に別に異存を示さゞりしものなり

斯の如く週休制度は、現在既に多數國の實行せる處にして、之が法制を統一せんことを目的とする本議案は、來るべき總會に於ても大なる異議なくして通過すべきものと察せらるゝものなるが、之等の諸國に於ては、例令總會に於て可決通過を見るとも別に影響なかるべきも、本邦に於ては現時之を實行し居れるが採用に付きては相當の考慮を加ふるの要あるべし。

對獨平和條約勞働編の規定する所に依れば、勞働總會に於て會議事項中の或項目に關し提案を可決したるときは、該提案に付て勸告又は條約案の形式に依るべきことを決定するものなり（決定には出席代表委員の爲したる表決の三分の二の多數を要す）決定したる上は、關係國は之が拘束を受けざるへからざるものにして、特に氣候の狀態、產業組織の不十分なる發達其他特殊の事情に依り產業狀態著しき差異ある國に關しては立案の際相當斟酌を加へられ、且つ斯の如き國の事情に適應せしむる爲に必要と認むるものあるときは、右の勸告又は條約案に變更を加へるべきものと

故に本週休問題に付ても、若し本邦に於て之が採用を以適當となし、若くば之を採用するも相當の除外規定を設くべきことを要求せんとせば、右の如き特殊の理由あることを示さるべきからざる次第なり。

右に對する各地諸機關の答申状況左の如し

## (イ) 東京

十月廿七日二通の参考文書を附して、各組合に對し左の諸項に關し答申方を通達した。

- 一、商店員に一週一日の休暇を能ふるの能否及其理由并に不能とする場合一ヶ月何日間の休暇をへ得るや
- 二、商店員に對し將來一週一日の休暇を與ふるを得ずとするも直に實行する能はざるを已むを得ずとするもの
- 三、猶豫期間を相當とするや右猶豫期間迄は一ヶ月何日間の休暇を與ふるを得るや
- 四、休日休與に伴ひ一日の勤務時間を定むべき必要なきや早朝より夜間に涉り長時間服務せしむるに精神上及能率に於て如何のものに立場より見て幾時間を相當とすべきや
- 五、是非の意見なく適宜處置を乞ふもの

右に對する答申の結果次の如し。

第一問

答申五拾貳組合

週休を専用とするもの

内譯

十七組合

週休を賛成のもの	十八組合
週休を不能とするもの	十五組合
是非の意見なきもの	二組合

第二問  
答申四拾六組合

内譯

一、營業狀態に於て週休を不能とするもの	四組合
二、週休に反対するもの	四組合
三、猶豫期間を要求するもの	三拾組合
内	
猶豫期間を三年乃至五年とするもの	

同	同	同	同	同	同	同	同	同
十時間以上とするもの	三組合							
十時間とするもの	八組合							
九時間とするもの	一組合							
正味八時間とするもの	四組合							
八時間とするもの	三組合							
因襲上夜間營業は止むを得ずとするもの								

右の答申に基き、東京實業組合聯合會協議會の議決したる店員週休制に對する決議並に其理由左の如し。

## 決議

同	同	同	同	同	同	同	同	同
七年とするもの	拾五組合							
十年とするもの	二組合							
十五年とするもの	七組合							
一組合	一組合							
相當の猶豫期間を必要とするもの	五組合							
四組合	四組合							
單に賛成とするもの	一組合							
五、全般に週休せば差支なしとするもの	一組合							

- 一、商業使用人に一週一日の休暇を與ふるは原則として之を認め統一的に日曜日と休日とする事とし實行猶豫期間を設くること
- 但猶豫期間は卸賣業及之れに準する營業にありては五ヶ年間小賣業及之に準するものにありては十ヶ年間とす
- 二、前項の休日たる日曜日に於て終日休業しがはざる相當理由を有するものにありてに許可の方針により或時間内營業し得る事
- 三、營業の種類に依り相互の除外例を設くる事

## 理由

商業使用人に一週一日の休暇を與ふるは現下の大勢に照し己む可らざるを信ず然りと雖も永き慣習を一朝にして變革せんとするは殆んど不可能事と云ふを得べく尙之れが爲弊害を生ずべき恐れなしとせざるなり殊に休日善用の施設に於て何等觀る可きもの

第三問	答申 二拾五組合
内譯	
同 勤務時間は一定し難しとするもの	三組合
とするもの	三組合

同 勤務時間は一定し難しとするもの	三組合
とするもの	三組合

なき我邦の現状に従し充分の訓練なき商業使用者に對し急激に休日を増加するは徒らに放縱游惰の風に流れ反て取締に困難を感じるに至るなきにあらざるへし依て猶豫を求める其の期間内に於て官民協力して教養娛樂等休日善用機關の完成に努め一面商業組織の改善使用人の訓練を圖り以て遺漏なきを期せんとす而して休日實行に關しては之れを統一的に爲すにあらざれば實果を擧ぐる事困難なる可きを以て官廳及金融機關等と同様日曜日を之れに充つるを至當なりと信す次に需給關係に於て休日を全休する能はざる物ある可きを以て之等に對しては許可に依り或一定時間内營業せしむるの必要ある可く且つ營業の種類に依りは日曜日を休日となす事に除外例を設くるの已むなきものある可し故に此點に就ても相當考慮せられん事を望む所以なり

(口) 京都  
農商務省より諮問を受けたる、京都商業會議所は各實業組合に對し、是が贊否の意見を徵せるに、尙早を唱ふる組合多かりしを以て十二月一日臨時總會を開き『公休制度を採用するに於ては今日一般に行はるる月二回制度に定め、其以上は各商業者の任意たらしむるを可とする』との尙早意見を答申することに決定せるが、其理由は

## 労働者狀態

一概に商業使用者と云ふも問屋仲買と小賣商人との間には其趣を異にすべく問屋の如きは日曜其他銀行又は取引所等の休業には實際するに至るなきにあらざるへし依て猶豫を求める其の期間内に於て官民協力して教養娛樂等休日善用機關の完成に努め一面商業組織の改善使用人の訓練を圖り以て遺漏なきを期せんとす而して休日實行に關しては之れを統一的に爲すにあらざれば實果を擧ぐる事困難なる可きを以て官廳及金融機關等と同様日曜日を之れに充つるを至當なりと信す次に需給關係に於て休日を全休する能はざる物ある可きを以て之等に對しては許可に依り或一定時間内營業せしむるの必要ある可く且つ營業の種類に依りは日曜日を休日となす事に除外例を設くるの已むなきものある可し故に此點に就ても相當考慮せられん事を望む所以なり

(口) 京都  
農商務省より諮問を受けたる、京都商業會議所は各實業組合に對し、是が贊否の意見を徵せるに、尙早を唱ふる組合多かりしを以て十二月一日臨時總會を開き『公休制度を採用するに於ては今日一般に行はるる月二回制度に定め、其以上は各商業者の任意たらしむるを可とする』との尙早意見を答申することに決定せるが、其理由は

(二) 時期尙早とするもの  
(三) 否とするもの  
(四) 意見なきもの  
尚今現に週休制度を實行してゐるのは、人との間には其趣を異にすべく問屋の如きは日曜其他銀行又は取引所等の休業には實際取引を爲し得ざるもの多かるべければ所謂週休制度を採用するも自他共に差して苦痛を感じることとなるべきも小賣商に至りては一般消費者に不利益を與ふるのみならず戰爭以來諸物價騰貴して家賃及び使用人給料の額に増加し小賣相場不廉の批難に聲高き今日週休制度を採用する時は更に當業者の負擔を増し延いて其相場を昂上せしむるの傾向を生ぜしむる弊あり、當市の如き大都市に於ても尙使用者を用ひず家族のみにて營業する者多き今日使用人を用ひて進歩的經營をなせるものに對して週休制度を採用するが如きは明かに公平を缺き兩者の關係を不圓滑ならしめ、定休日に於ける修養乃至娛樂機關の缺乏と當市に於ける現在の商取引は舊慣を踏襲しつゝあれば心身を過度に疲労するが如き程度まで進み居らざると週休を採用する時は地方慣習の休業日を廢せざるべからざるも其實行は今日至難と云ふにあり。

(ハ) 大阪  
大阪市商工課に於ては、店員週休制度に就き市内の重要物産商業組合の意見を徵したるところ五十七組合中三十五組合の回答があつた、それに依ると

第一項 我國の祭日休日祝典の制度は歐米に於ける宗教に淵源せる日曜休制度と全く習慣を異にせる特殊のものなること  
第二項 我國商業組織は根底に於て歐米と趣を異にせること  
第三項 娛樂運動機關及地圖書館博物館の如き修養機關の設備不完全なる本邦の各都市に於て週休制度を實行するは弊害を大ならしむる恐あること

第四項 我國の如き交通機關の不完全なる各都市に於て週休制度を實行するに於ては交通機關の混雜を一曾甚だしからしむること

第五項 我國に於て多年慣行し來れる商業使

用人に對する休日の數は一年を通じて週休制度に比し敢て少なからざること

(二) 神戸

商店の週休制度の可否に就き、神戸商業

會議所は市商工課を通じて、市内各同業組合の意見を訊きたるに左の如き回答があつた。尙神戸商業會議所よりの答申は明年早々であらう。

回 日			
莫大小業組合	2	十五日	時期尚早
清涼飲料水組合	—	—	同 上
株式仲買人組合	週休	—	同 上
履物商組合	1	廿五日	同期上但(開店時間を午前八時乃至午後六時迄の間規を以て決を望む)
海産物組合	1	廿二日	同 上
卸賣業組合	1	十八日	同 上
洋酒食料品組合	1	十三日	日本用品販賣商人として不認必要 <small>(但二回に亘り差支な)</small>
薪炭商組合	1	十八日	日本商品使用人として不認必要 <small>(但二回に亘り差支な)</small>
酒類商結合	2	十六日	同 上 不認必要
燐寸軸木商組合	—	—	—
海陸產物組合 2 第二日曜 同 上			
西洋家具商組合	2	—	不認必要
兵庫縣土木建築業組合	—	—	屋外勞務者には絶對不可 <small>(屋内勞務者には現を與へつてあり)</small>
雜菓子業組合	—	—	實行困難
日本安全燐寸組合	2	一日	實行不可能
燐寸軸木職工組合	2	十六日	實行不能
米穀商組合	1	十二日	即時實行困難漸進すべし
茶葉組合	—	—	制度の制定ありとせば除外例をおくべし
靴商組合	1	第三日曜	賛成
神戸取引所仲買人組合	週休	—	該制一般適用希望

全般に之を行ふは時、尚早の感あり其理由を概述すれば凡左記の如し

一、既に我國に於ける大會社銀行及外國關係の商店は週休制度を實行しつゝあるも國內商業に從事する商舗小賣業者等に至りては舊慣の存するありて週休制度を實行することは當分困難なり

二、本邦に於ては未だ一般に使用人の休日を

利用すべき圖書館教會運動場其他健全なる修養機關、娛樂機關の設備不十分なるを以て使用人は却て不健全なる方面に休日を過し稍もすれば弊害あり

(ホ) 名古屋  
名古屋商業會議所の意見書を左に掲示しよう。

商業使用人に対する毎週休日制度は既に本邦會社銀行其他に於て實行する所なりと雖も離て我國現時の狀勢を觀察する時は商業使人

三、舗主より之れを見るに大祭祝日並に地方的休日の外に週休制度を採用するときは多きは一ヶ月六七日の休日を數ふる事あり斯くては實に營業に支障を來し少からざる損

害を蒙る而已ならず使用人に在ても自然荒怠に流るゝ恐れなしとせず

### (ヘ) 小樽

十一月十三日午後一時三十分、商業會議所役員會を開き左の如く答申す。

商業使用人の週休制度を本邦に設定する事に關する意見及例外を認むへしとせば例外の場合及範圍に關する件に付答申  
大正九年十月二十五日付商九五三七號を以て御照會の商業使用人の週休制度を本邦に設定する事に關する意見及例外を認むへしとせば例外の場合及範圍に關する件に付本所の意見左の通り及答申候也

記  
一、商業使用人の週休制度を本邦に設定するは現下本邦商業の狀勢より觀て時期尚早なりと認む  
理由

近時世界に於る労働問題の革新に伴ひ各種の新制度が漸時各業界に普及せんとしつゝあり而して商業使用人に對する週休制度に就ても現在歐米多數國の既に採用する所なるを以て是等の事實は労働問題に對する世界の大勢と見るべきは勿論也と雖も現ト之を國際労働總會に於て法制統一せんとするに際しては特に我國の如き産業組織と國情とを有するものにありては慎重に考慮を要するとと信す  
週休制度の基準なる週間制度の如き元來歐米

より發致したるものなるを以て我國に於ては未た歐米各國の如く各社會に普及するに至らず殊に商業界に於ては會社銀行等極めて小範圍に於ける採用に止まり大多數の商業家に於ては未た實行の機運に達せざるのみならず年來の狀態にありては顧客即ち一般消費者の便宜並慣習等の事情により却て週休日たるべき日曜日を以て平日よりも有利なる營業日と見做し歐米諸國とは全く其趣きを異にする情勢

なり而して又本制度上最も憂慮すべきは週休日利用施設の不備及使用者の週休日利用の觀念進歩せざることはれなり  
即ち我國に於ては歐米各國と異なり週休日を善良に活用すべき施設は特殊的には勿論一般的にも頗る不完全たるを免れず殊に現時我國商業使用人に於ては一般に其訓練及智識的程度に於て歐米の其れに如かざるものあるを以て自重の念に乏しき傾あり爲めに心身の慰安向上等の方面に之れを利用すること少なく寧ろ從來に比し種々なる弊害を招來する結果なきやを豫想せらるゝも多し本道商業界に於ても商業使用人の休日制度に對しては是等の事情により未た全道統一の實を擧ぐる能はず只主要なる商業地區に於ける實業團體が近時夫々毎月一日乃至二回の公休日を定め之れが實行を期しつゝあるも其成績甚だ良好ならざる情況なり

之れを要するに商業使用人の週休制度は我國の産業及商業組織の發達不充分なると歐米各國に比し其國情を異にするとにより是等現下

の情勢に觀て右制度の採用は時機未だ尚早と認むるものなり

### (ト) 八大商業會議所の週休決議

十二月一日東京商業會議所に開かれた、八大商業會議所協議會に於て、商業使用人に対する週休制度に關し、左の如き決議をなした。

商業使用人に對して一週一日の休日を與ふるの制度は我國の風俗習慣並に商業組織の現状に於て之が實行を許さざるが故に須く除外例を設くるを必要と認む

### 三 定休日の利用

商業使用人週休制度に關し、營業者の最も氣遣ひ、且つ反対する處の一つは休日利用の社會的施設の缺乏により、却つて弊害を生すと信するにある、之は農商務省の諸間に對する各地の答申に觀るとが出来る。茲に於て乎使用人定休日利用問題が各地に喧しく言はるゝに至つた。從て大阪名古屋、神戸等には多少の新しい試みが出來た

#### (イ) 大阪市教育部主催「公休日利用方法」協議會

大阪市教育部の主唱で、九月二十日午後

三時半より中央公會堂に於て「公休日利用方法」に關する協議會が開かれた、主唱者として福士市學務課長兼田主事等、教育家側とて武田高商、三澤、野村、岡氏外中學校長、師團司令部より權藤少將、其他今井圖書館長、實業家側からは安宅、十合商店等約四十名列席し、武田校長座長となり市よりの提案に就いて協議するところがあつた。當日批難の焦點は「公休日の利用方法」の項目中第一項より第六項までに各公休日は指導者の指導の下に「成る可く單獨の行動を執らしめざる事」とか一日没前に就寝せしめる事」とか神詣でをすること等の條項が挙げてあつたことであつて、隨分手厳しい批難も出たようであるが、結局先づ左の如き施設をすることになつた。

市の施設として

(一) 活動寫眞幻燈の映寫、音樂演奏、通俗講演、學術講習、各種運動、水泳、圖書閱覽、集會湯浴、食事室内遊戯等の設備をすること

(二) 一平方哩に一小公園を設置するものとして一公園の面積を一千坪以上として之に必ず體育上の施設を設くること

(三) 東西南北の郊外に各一箇所以上の運動場、果樹園、養魚池、植物園、動物園、室内外娛樂場兼休憩場等の施設をなす事  
尙大阪市内の河には舟遊びボートレース等に要する設備として築港、湊、武庫川尻等にては市立水泳場を設くる事

#### 其他一般施設としては、

(一) 大阪城、砲兵工廠、造幣局、燈臺等に於ては特別御覽の便を計り一方神社佛閣を開放し

(二) 興行及營業的娛樂場の施設に於ては演劇活動寫眞其他各寄席等に於て行ふ諸藝は凡て公休日には特に修養的慰安資料となるべき適當なる材料を選擇して興行せしめることとなつた

#### なつた

#### (ロ) 大阪市實業團體定休日利用方法

大阪市は五月市内實業團體約三百につき、定休日の有無、及び定休日利用法を照会調査した、其中公休日利用法としての施設を回答したるは僅かに過ぎないが、今は

を左に分類して見よう。

(ニ) 神戶市實業團體定休日利用方法  
神戶市社會課に於ては、五月市内に於ける實業團體の公休日、並に其利用方法の調查をなしたが、殆んど満足なる回答なく僅かに春秋二季に運動會を催すこと、臨時に自轉車競争、園遊會、觀劇會、臨地講演會、野球會、慰安會等を催してゐるといふに過ぎない。

文庫閲覽五、講演會七、討論會一、臨地講演一、史跡踏查五、計二十四、	德育的施設	德育的施設
	實業見学一、	修身講話十三、
	娛樂的施設	娛樂的施設
	開幕一、講談、浪花節一、	實業見學一、

#### (ハ) 名古屋織物卸業組合の試み

名古屋織物卸組合では、週休日を利用すべき新案を立つべく、娛樂日を催すこと、し十二月二日午後七時から、市内中區吳服町の事務所で試演會を催し、各關係者を招致して意見を聞き旁手品、落語、百面相、琵琶等の試演會を行つた。

#### (ミ) 神戶市實業團體定休日利用方法

大阪市は五月市内實業團體約三百につき、定休日の有無、及び定休日利用法を照会調査した、其中公休日利用法としての施設を回答したるは僅かに過ぎないが、今は

を左に分類して見よう。

(一) 體育的施設 遠足十七、登山三、海水浴場、集會湯浴、食事室内遊戯等の設備をする事

(二) 學科復習五、(此等は平常補習教育をなしゐるもの)

三、